-[1387]

氏名(生年月日) 金 美 和 (1970年2月12日)

学 位 の 種 類 博士(法学)

学 位 記 番 号 法博乙第 112 号

学位授与の日付 2022年3月16日

学位授与の要件 中央大学学位規則第4条第2項

学 位 論 文 題 目 国際代理商契約法の研究

論文審查委員 主查 佐藤 文彦

副査 梶田 幸雄・楢﨑 みどり

内容の要旨及び審査の結果

I はじめに

提出された博士学位請求論文「国際代理商契約法の研究」(以下、本論文という)は、提出者である金美和氏が、これまで、中央大学大学院研究年報、法学新報、青森中央学院大学研究紀要、国際私法年報(国際私法学会の学会誌)において公表してきた諸論文(初出等は、巻末の227頁に相当する部分に記載)を再構成のうえ、全体として加筆、修正を加えたものである。

なお、本論文は、2022年3月中にも、信山社より単行本として刊行される予定である。

Ⅱ 本論文の構成と概要

- (1) 本論文は、目次(i~vi頁)をおいた後、「序章」(1~15頁)、「第Ⅰ部 代理商契約の準拠法」(16~163頁)、「第Ⅱ部 代理商契約の国際裁判管轄」(164~192頁)、「終章」(193~196頁)に加え、「資料」(197~226頁)と、「初出・原題一覧」(巻末)からなる。
- (2) それでは、本論文の概要は、いかなるものか。

序章において、まずは代理商の定義が確認されるとともに、代理商には、本人企業の代理人という限度において、従属的な関係があることが指摘されるとともに、一般的な契約とは、実質法上も、 牴触法上も区別され、保護されるべきではないかと述べられている。

一方、わが国の国際私法上は、その種の明文規定がなく、一般に、本人企業と代理商間の代理商 契約は、国際契約の一種とされ、代理商契約の準拠法について、わが国には裁判例がないだけでな く、具体的に言及した研究も極めて少ないことが指摘される。

このことを踏まえて、外国法、なかんずく、この問題について盛んに議論が行われている EU における立法および司法を研究対象とすることが表明されている。このことを通じて、渉外事件における代理商に対する保護の必要性いかんにつき、立法及び司法の両面から分析的な検討を行い、わが国の議論に検討の素材を提供することは、比較法学の観点からだけでなく、今後のわが国における

代理商契約に関する立法を模索するうえでも必要なことであると指摘する。

第 I 部において検討されるのは、代理商契約における準拠法のいかんであり、「第 1 章 代理商契約に関する法制及び判例の前史」、「第 2 章 ヨーロッパにおける司法の動向」、「第 3 章 法選択がない場合の準拠法」の 3 章から成る。

一般に、国際私法においては、いわゆる統一法が存在しない限り、各国の実質法が異なることを前提に、いずれの国の実質法が適用されるべきかを判断するという、牴触法的規律が採用されており、この牴触法的規律もまた、各国により異なるものである。本論文の「第1章 代理商契約に関する法制及び判例の前史」は、こうした前提を検討するものであり、代理商契約に関しての、代理商の保護を前提とした、フランスにおける立法及び司法の動向について述べている。

ここでは、まず、実質法の展開が確認されている。すなわち、フランスにおける産業の発展に伴って代理商が出現して以来、本人に対して弱い立場にある代理商は、実質法上、救済されてきた。代理商に関する法令制定以前において、代理商契約は、民法典の委任に関する規定により規律されていたが、代理商契約は、委任者によっていつでも解除できる一般の委任契約から区別され、委任者によって不当な契約解除がなされた場合、判例における民法典の解釈によって保護されたものの、代理商の事業拡大と増加に伴い、民法典の解釈理論のみでは代理商を保護しきれなくなった。かくして、代理商の保護を目的とした代理商に関する特別法が制定されるに至る。産業生産大臣による1946年のアレテ制定以来、代理商は、明文規定によって保護され、現行商法典に至るまで、各法令は廃止や度重なる改正を経験しながら、その保護範囲を拡大してきた。特に、1986年 EC 指令の採用に伴い、この指令が国内法化された 1991年の法律(2000年に商法典に編纂)においては、例外を除けばおおよそすべての契約終了後の代理商に補償請求権が認められるなど、さらに詳細な規定が設けられ、代理商の保護が強化されてきた。このように、実質法上、代理商は、時の経過とともに、ますます保護が図られてきている、と。

その一方で、牴触法上、かつて代理商は保護されていなかったが、後に、保護が図られるようになったことが確認されている。すなわち、1991年のローマ条約発効前、契約債務については当事者自治の原則によるとの解釈論が支配的で、代理商契約の準拠法についても一般の契約債務の場合と同様に当事者自治の原則が採用されており、代理商は保護されていなかった。1991年という、制定法による実質法上代理商の保護が強化されたこの年に、ローマ条約は発効し、フランスもこれに批准したが、同条約によれば、当事者自治の原則が認められる一方で、強行法規の適用も認められるものの、(消費者契約及び労働契約と同様の)代理商を保護する特別規定は置かれておらず、代理商に関する実質保護規定を強行法規として適用することができるか否かについては解釈に委ねられていた。翌年、ハーグ条約が発効すると同時に、フランスは同条約を批准した。同条約は、契約債務に関する一般規則であるローマ条約に対して、代理商など、代理に関する特別規則を含むものであり、つねに代理商に関する実質法上の保護規定を適用することが考慮されという形で、牴触法上の代理商の保護が認められるようになったのであり、代理商保護の必要性に応じて、強行法規または公序の適用を考慮し、代理商に関する実質規定を適用できる機会が提供されたのである、と。

次に確認されるのは、代理商契約の準拠法の決定基準に関する、フランスの判例の動向である。ここでも、前提として、実質法上、判例においても代理商に対する保護が拡大されてきた。今日では、おおよそすべての代理商契約の解約について補償請求権が認められる傾向にあるものの、代理商契約の準拠法については、判例上、一般の契約債務と同様に従来の判例・学説の解釈論に従い一貫して当事者自治の原則が適用されてきたことが指摘されている。ローマ条約およびハーグ条約の批准により、当事者自治の原則が適用される一方で、公序則または強行法規の適用により、牴触法上も代理商に対する保護が図られているにもかかわらず、司法においては、牴触法上、代理商に対する保護について考慮する必要性はないと考えられているようであり、これは、学説上、代理商の法的地位は、必ずしも強行法規の法的性質を有するものではないと考えられてきたからであるようであり、この考えが支持されてきたためではないかと指摘されている。

一般に、国際私法上、契約の準拠法のいかんは、契約当事者の合意に基づいて選択される(いわゆる当事者自治)。このとき、契約当事者間の力関係に差がある場合、強い立場の当事者の意向に沿った選択が行われ、その選択にあたり、弱い立場の当事者を保護しようとする実質法が回避される、という事態が想定されるところである。このような事態を問題視するならば、当事者自治そのものを制限することも考えられるが(いわゆる質的制限論や量的制限論)、上記のところからその可能性が指摘される通り、弱い立場の当事者を牴触法上も保護するために、当事者の合意に基づいて選択される国の法とは異なる国の(一部の)法規を、さらに適用するという、いわゆる強行法規の特別連結の理論が、解釈論的に導入されることも考えられる。本論文は、「第2章 ヨーロッパにおける司法の動向」において、この強行法規の特別連結理論に注目し、この点に関するヨーロッパにおける司法の動向が紹介され、これらヨーロッパ司法裁判所判決を踏まえて、代理商契約における絶対的強行法規の適用について検討し、わが国への試論が提示されている。

ここでは、まず、代理商契約につき、特別連結理論により、当事者自治原則の適用が制限される旨を最初に明言した、イングマール事件(ヨーロッパ司法裁判所 2000 年 11 月 9 日)判決が取り上げられている。本件判決では、EC 加盟国において固有の事業を営む代理商と第三国で設立した本人との代理商契約において、代理商が事業を営む地の保護規定が、当事者自治原則に基づいた契約準拠法に、強行規定として優先的に適用されるとしている。その説示を検討したうえで、疑問点を析出し、それらを解消できる理論構成が模索されている。

次に、アリウム事件(フランス破毀院 2000 年 11 月 28 日)判決が取り上げられている。本件判決では、当事者の合意により契約終了後の代理商を保護しない第三国法が準拠法として選択されている場合において、第三国法に優先して契約終了後の代理商に補償請求権が認められるフランス実質保護規定を強行法規として適用するか否かにつき、これを否定して、当事者自治の原則が適用され、結果的に代理商を保護しない旨の判断をしている。この判決に対しては、既に判例評釈において数々の問題点が指摘されているところであるが、ここでは 2 件の評釈を手がかりに、検討がなされている。そして、内容を異にする 2 件の評釈で、一致して指摘されるように、本件判決の法律構成には問題があったとする。

そして、ウナマール事件(ヨーロッパ司法裁判所 2013 年 10 月 17 日)判決が取り上げられている。 本判決は、付託裁判所が、86 年指令の国内法化において、同指令に定められた保護よりも、より大きな保護を代理商に与えることが、法廷地加盟国の法秩序において法廷地加盟国の議会が重要であると判断する詳細な評価に基づいて明らかにする場合に限り、法廷地法は強行的な性質を有することから、同指令により最低限の保護が定められている当事者により選択された法に優先して強行的に適用される、というものである。ここでは 2 件の評釈を手がかりに、法廷地強行法規の適用可否の決定基準が検討されている。

その上で、絶対的強行法規の適用に関する考察が展開されている。上記3件の裁判例を比較検討し、国際私法上の代理商保護のため、解釈論として、強行法規の特別連結、そして絶対的強行法規の相対的適用を導入することが、わが国への示唆として得られるとしつつ、立法による解決を望ましいものと指摘する。

もとより、国際私法上、契約の準拠法のいかんにつき、当事者間に合意がない場合には、別途、連結点を構成し、準拠法を決定しなければならない。国際代理商契約の場合、その規律は、いかにあるべきか。本論文の「第3章 法選択がない場合の準拠法」は、この点を検討するものである。この章においては、書面による正式な契約の締結をすることなく複数のEU 諸国において事業を営んでいた代理商契約につき、準拠法の決定方法を明示した、連合王国イギリス及びウェールズ高等法院女王座部 2012 年 5 月 15 日判決が紹介されている。この判決は、「黙示の法選択の有無」および「最も密接な関連を有する国」の判断にあたり、イギリスにおいて国内法化された契約債務の準拠法に関するローマ条約(1980 年)に従い、準拠法が決定されたもので、複数の国で事業を営む代理商契約につき、当事者による明示の法選択がない場合、第一に黙示の法選択の有無が探求された。次に、黙示の法選択がなかったと判断されたことから、最も密接に関連する国が探求され、当該代理商契約の準拠法が決定されていることが確認されている。

第Ⅲ部において検討されるのは、代理商契約の国際裁判管轄であり、「第4章 専属的管轄合意」、「第5章 管轄合意がない場合」の2章から成る。

およそ国際的な取引において紛争が生じた場合、いずれの国の裁判所に、当該事件を審理し、判決を下す資格があるかという、いわゆる国際裁判管轄は、国際民事手続法上の、最重要課題である。 実質法のみならず、牴触法(国際私法)も、国により異なることが極めて多い現状においては、同一の事実関係を前提としても、いずれの国の裁判所で事件が審理されるかにより、国際私法が異なり、そのために準拠法が異なり得るため、最終的な結論が異なることになりかねない。このため、国際裁判管轄のいかんは、訴訟の帰趨を左右するものである。それのみならず、国内土地管轄の問題以上に、出訴・応訴にあたっての、時間的・費用的・言語的な負担が大きく、当事者による出訴・応訴の可否にまで影響が及びかねないのである。その一方で、財産関係事件にあっては、訴訟対象が任意の処分に馴染むものであるため、当事者間で、紛争が生じた場合に、どの国の裁判所で裁判をするかという点についても合意をする、いわゆる管轄合意が、広く認められている。そうではあるものの、ここでも、当事者間に力の差がある場合、強い立場にある当事者の意向に沿って、管轄 の合意がなされてしまうことがある。このような、一種の法廷地漁りが放置されては、国際私法上、弱い立場にある当事者を保護すべく、たとえば強行法規の特別連結理論を導入したとしても、これが潜脱されてしまいかねない。そこで、立場に力の差がある当事者間で、国際裁判管轄につき合意があるとしても、これを制限することが検討されなければならないのである。本論文の「第4章 専属的管轄合意」は、この点を検討するものである。この章では、管轄合意の制限について考える必要を指摘したうえで、代理商契約における外国裁判所の専属管轄合意につきその有効性を認めた東京地裁平成20年4月11日判決を紹介し、専属的管轄行為に対する制限の可能性について検討がなされ、明文規定の存在しない代理商契約の専属的管轄合意につき、立法論的に、専属的管轄合意を無効とすること、及び一般条項を設けることが模索されている。

もとより、専属的管轄合意が無効とされるとしても、客観的な国際裁判管轄の規則は、裁判の適正、当事者の公平に即したものでなければならない。このことは、国際的代理商契約にも、当然にあてはまる。本論文の「第5章 管轄合意がない場合」は、この点につき、ウッド・フロア事件(ヨーロッパ司法裁判所 2010 年 3 月 11 日)判決を手がかりに、検討が進められている。この判決の中心的論点は、複数の EU 加盟国で役務が提供されるとき、役務提供に関する特別管轄を規定するブリュッセル I 規則第 5 条 1 項 b 号の第 2 文が一般管轄を規定する同第 2 条 1 項に優先して適用されるか否かであり、本判決は肯定説を採りつつ、本規則第 5 条 b 号項の第 2 文が代理商契約に準用される旨の紹介がなされ、わが国の解釈論にも参考になるのではないかという可能性が指摘される。

終章においては、本論文の全体が総括されている。今後、わが国においても、保護の対象となる 代理商の範囲に留意しつつも、代理商保護の問題に向き合う必要があることが指摘される。また、 法的安定性の観点からも、立法による解決が望ましいとされている。その際には、実質法上の代理 商に関する今後の立法の動向にも着目しつつ、その他問題となり得る仲裁合意及び専属的管轄合意 についても考慮すべきであると主張されている。

皿 評価

1 本論文の意義

本論文は、まずもって、国際代理商契約法、とりわけ国際的な代理商保護に関する、わが国で最初のモノグラフィーであることが特筆されよう。

外国法研究、それも実質法上の制度としての代理商、及びその保護に言及するものは、わが国において散見されるところである。また、たとえば国際契約法に関する基本書において、国際契約の一類型として代理商に言及するものは、少なくない。とはいえ、国際代理商の保護に関する研究は、提出者によるものがほとんどであり、それらを初出としつつまとめられた本論文の新規性は、疑うべくもない。また、本論文は、既出論文を単に編んだ論文集ではなく、体系的に叙述されており、その後の裁判例もフォローされた(たとえば、91 頁における、パリ控訴院の判決を一例として挙げておく)、まさしくモノグラフィーと呼ぶべきものとなっている。周知のように、およそ「弱者保護」、とりわけ消費者及び労働者の保護は、国際私法(法の適用に関する通則法)のみならず、仲

裁法等において立法による手当がなされているが、今後、わが国においても、何らかの形で代理商の保護に立法的手当がなされることとなれば、本論文は、先駆的な業績と評価されることとなろう。

研究手法に着目すれば、本論文は、序章における問題提起を踏まえ、国際的な代理商保護を検討する上で核心となる、牴触法上の諸問題(「第 I 部 代理商契約の準拠法」)及び国際民事手続法上の主たる課題(「第 II 部 代理商契約の国際裁判管轄」)を取り上げている。とりわけ、牴触法上の検討にあたっては、牴触法研究の前提となる、比較実質法(本論文においては、フランス法及び(現在の)EU 法)が、立法史的な要素を含めて検討される一方で、比較国際私法の観点からは、(現在の)EU 法及びその司法判断が分析の対象となっている。いずれも、立法例や裁判例を、一次資料に基づいて検討するものであり、正統かつ堅実な研究であると評すべきであろう。

内容的には、本論文の中核となる、第2章が特筆されるべきである。より具体的に言えば、イングマール事件判決、アリウム事件判決、ウナマール事件判決の分析は、実に精緻を極めており、かつ、分析によって析出された、判旨の飛躍を埋めようとする論理の構築は、緻密でありながら骨太であって、非常に説得的である。その上で、わが国においても、代理商を保護するため、強行法規の特別連結理論を採用すべきことが提唱されているが、絶対的強行法規の相対的適用という、新たな法技術の導入も指摘されている。わが国の学界、そして司法に対する問題提起として、大きな意義があるものと評することができる。

2 本論文の課題等

とはいえ、本論文に課題がないわけではない。

まず指摘されるのは、形式的な、モノグラフィーとしての完成度である。たとえば、各章や各節の「まとめ」は、「結びに代えて」、「おわりに」と、不統一さが目につく。本論文が、論文集であるとすれば、かかる相違は残って当然であろうが、モノグラフィーとしてまとめようとするならば、もう少し配慮があってしかるべきではないか。また、事件名や人名の表記に振幅(カタカナ表記のみのもの、カタカナ表記に、カッコ書きで原語を添えるもの、原語のみのもの等)がみられる点についても、同様の指摘があてはまる。

内容的には、第2章において、イングマール事件判決、アリウム事件判決、ウナマール事件判決に加えられた、実に丹念で緻密な分析と、それにより見出された判旨の飛躍を丁寧に補おうとする強靭な思索の跡が、第3章、第4章、第5章の裁判例の検討にあっては、いささか薄く、物足りなさを覚えるところである。

また、提出者自身が認識している通り、あってしかるべき仲裁等にも言及がなされていないが、それのみならず、絶対的強行法規の相対的適用を論じる上では、いかなる強行法規を優先的に適用すべきか、その具体的な基準を模索するために、代理商保護法制に関する比較実質法的研究が不可欠となると思われるところ、フランス法(及びEEC 指令)以外に、立ち入った言及がないこともまた惜しまれる。それに関連して言えば、代理商の要保護性そのものについても、これを認めない立場が依然として少なくないことを踏まえれば、より具体的な指摘が望まれるところであろう。この

ことに加えて、あるべき立法論的な解決をも、具体的に示すことができていれば、わが国の学界及び実務に対するインパクトは、より一層大きなものとなっていたのではなかろうか。

Ⅳ 結論

およそ研究は過程(プロセス)であって、その成果の公表も、暫定的な中間報告とならざるを得ないという側面をもつ。この意味において、上に述べた本論文の課題も、本論文の意義を、いささかも損なうものではない。むしろ、そうした課題の多くは、本論文によってなされた、新たな問題提起とも位置づけられるべきものであって、提出者の、今後の継続的研究に期待が寄せられてしかるべきであろう。

よって、審査委員は、全員一致をもって、本論文が博士(法学)の学位を認めるにふさわしいものと判断する。

以上